

肺がん検診における石綿(アスベスト)関連スクリーニングの実施について

1 目的

住民の石綿(アスベスト)による健康被害の不安を解消するとともに、アスベスト関連疾患の早期発見を図るため、住民健診の際にアスベストに関する問診項目を追加し、アスベスト関連疾患にみられる検査所見の有無を確認する。

2 対象

市が実施する40歳以上の肺がん検診の受診者のなかで、アスベスト関連問診票の記入を希望する者

3 方法(流れ図を参照)

- 1) 肺がん検診受診者のうち希望者は、石綿(アスベスト)関連問診票を記入。(又は検診の問診時に聞き取り)
- 2) 肺がん検診の受付(又は問診)時に問診票を確認。
- 3) 問診票のAからCの以下の内容に1つでも✓が記入されていた場合は、喀痰細胞診検査を受けることを勧める。
「ばく露の疑いあり」とする項目… A : 1~29、B : 1~8、C : 1
- 4) 石綿(アスベスト)関連問診票は、診査票に添付する。

4 「ばく露の疑いあり」の検査所見の取扱い

○胸部エックス線検査：写真の読影時にアスベスト関連疾患の所見の有無を確認する。

○喀痰細胞診検査：がん細胞の有無を確認する。

* 石綿小体は各種検査で検出を試みるのが望ましい。

5 事後指導

○「ばく露の疑いあり」の者

異常所見あり：「要精検」として、専門医療機関における胸部CT検査等の受診を指導

異常所見なし：「経過観察」とし定期的(年1回)に胸部エックス線検査と喀痰検査及び、有症状時は、専門医療機関を受診するよう指導

○「ばく露の疑いなし」の者

要精密検査者：専門医療機関における胸部CT検査等の受診を指導

異常なし：次年度の肺がん検診の受診を勧奨

